

大熊ウィンドファーム合同会社「(仮称)大熊ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年4月23日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大熊ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書について、大熊ウィンドファーム合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第283号)附則第3条第5項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階上名配慮書に係る手続は行われていない。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県双葉郡大熊町
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年11月9日
住民意見の概要等受理	令和6年1月12日
福島県知事意見受理	令和6年4月17日
経済産業大臣勧告発出	令和6年4月23日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742(直通)

(別紙)

大熊ウィンドファーム合同会社「(仮称)大熊ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電事所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 騒音の調査について、人と自然との触れ合いの活動の場である「日隠山」に近い位置に風力発電機の設置を計画しているため、日隠山を調査地点に追加すること。
3. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 鳥類の調査に当たっては、適切な調査時期及び方法を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、ガン・ハクチョウ類の調査時期について、春季も追加すること。
5. 生態系の上位性注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)